

市民が掘り起こした検察審査会と最高裁事務総局の間

東京第五検審が総理候補だった小沢一郎に下した起訴議決は、最高裁事務総局が仕組んだ“架空議決”

「最高裁の問題を考える会」(志岐武彦さんを支援する会)

I 要旨

小沢一郎議員は、「政治資金規正法違反容疑」で東京第五検察審査会に申し立てられ、2010年9月14日2度目の「起訴相当」議決により強制起訴された。大捜査の末不起訴となった「検察の判断」を、11人の市民が覆したことになる。

この起訴議決は、当初から疑惑が多く「検察審査員はいなかったのでは？」とささやかれていたが、私達市民は検審事務局及びそれを直轄する最高裁に何度も足を運び、また、検審事務局、最高裁、東京地裁、会計検査院、東京検察庁に情報公開請求を繰り返し、疑惑を調べた。こうした現場での調査や資料分析等から、小沢検審起訴議決は“架空議決”であり、それを仕組んだのは司法を裏でコントロールする“最高裁事務総局”という組織だったと結論付けた。その根拠をお伝えする。

また、過去の検察審査会では、鳩山元首相母親偽装献金事件、田代政弘元検事虚偽捜査報告書事件など、「起訴相当」議決がなされて当然の事件を不起訴とした。

福島原発告訴団は東電役員ら33名の刑事処罰を要求し福島地検に告訴した。福島地検はこの事件を東京地検に移送し、東京地検はこれを不起訴とした。告訴団はこの事件を東京の検察審査会に申し立て、この事件は東京第五検察審査会で審査されているが、申し立てから7か月を経過するも未だ議決が出されていない。不起訴を狙った最高裁事務総局が移送を指示し、東京第五検察審査会にも何らかの働きかけをしているものと推測できる。

最高裁は、米国との協議に基づいて砂川事件の一審判決(1959年)を逆転させたり、原発差止め判決を上級審で逆転させた過去がある。

このように、裁判の判決や検察審査会の議決などが最高裁事務総局の意向で左右されていたとすれば、戦後民主主義を根本から問い直す必要がある。

II 最高裁事務総局が人事や予算等を握ることで司法全体をコントロールし、検察審査会も管轄下に置いている。

最高裁判所機構図



裁判部門:上告事件など最高裁判所に係属する事件を審理裁判しています。裁判部門には、15人全員の裁判官で構成される大法廷と、5人ずつの裁判官で構成される小法廷があります。

司法行政部門:最高裁判所には、規則制定権と司法行政権が与えられています。これらの権限は、最高裁判所の裁判官によって構成される最高裁判所裁判官会議の議決に基づいて行使されます。

この裁判官会議を補佐し、最高裁判所の庶務をつかさどる機関として、事務総局が設置されています。

(最高裁判所ホームページから)

「絶望の裁判所」(瀬木比呂志著・講談社現代新書)などの著作や私達の調査によると、実際の事務総局の職務とその権限は前記ホームページの記述とまるで異なる。事務総局は、最高裁の規定・規則の策定、法律・政令の制定に関する法務省と調整、裁判官・調査官の人事(任命、人事異動、報酬の決定等)、裁判所の予算の決定など、最高裁判所の管理業務を一手に担い、最高裁判所の意思決定をしている。まさに司法を牛耳る存在である。

事務総局は検察審査会も完全に管理下に置いている。検察審査会事務局職員の人事全てを握り、検察審査会の実行計画や予算を決めている。検察審査会事務局を所在地の地裁に置き、その地裁に検察審査会で発生する経理事務を行わせている。さらには、検察審査会の規則・規定を決め、検察審査会事務局に指示や通達を出している。

### Ⅲ 小沢検察審起訴議決を“架空議決”と判断した根拠

1. 9月8日主要6紙が「議決10月末公算」と報道したのに、6日後の9月14日民主党代表選日に議決してしまった(議決が一か月半も早まった)。

2010年9月8日主要6紙が“小沢検察審の状況”について一斉報道を行った。報道の要旨は「審査補助員(審査を補助する弁護士)が決まった。これから審査が本格化し、10月末に議決される公算が大きい」であった。

ところが、検審事務局は「(この報道のあった6日後の)9月14日(民主党代表選投票日)に起訴議決がなされた」と議決から20日も経った10月4日に発表した。

私達は情報公開請求により「審査員日当旅費」に関する書類を会計検査院から取り寄せ、検審事務局が審査会議を開いたとする日付を確認した。すると9月上旬の審査会議開催日は6日と14日だったことが判明した。

主要6紙が「これから審査が本格化する」としていたにもかかわらず、その後の審査を重ねることなく、6日後に開かれた審査会議でいきなり“起訴議決”したことになる。

このことから、上述の報道は次のように解釈できる。

新聞記者にウソの情報を流した検審関係者は、9月8日時点では6日後に議決することを想定していなかったと考えられる。なぜなら9月14日に議決できるほど審査が進んでいたのなら、“これから審査が本格化する”とは言わない。検審関係者は当初10月末議決を予定していたが、小沢議員が代表選に勝ちそうな状況になったため、代表選前に起訴議決したことしようとして急遽議決を早めたものと思われる。検審自体に実体がなく、架空だったからこそ、いとも簡単に議決を一ヶ月半も早められたと解釈できる。

2. 検察官は議決前に説明に行っていない。審査会議が開かれていたら検察官説明なしの“起訴議決”はない。

検察審査会法41条では「検察審査会は起訴議決するときは、あらかじめ、検察官に対し検察審査会議に出席し意見を述べる機会を与えなければならない」とあり、起訴議決前の検察官説明は起訴議決に必須の要件である。このことは審査開始前に検察審査員に十分説明される。

東京地検から出張管理簿を取り寄せ、検察審査員に対する説明を担当したとされる斎藤隆博検察官の出張記録を確認したところ、斎藤検察官が9月14日以前に検審のある東京地裁に行ったとする記録はなかった。

さらに、森裕子前議員のブレーンだった民間人のX氏から志岐は次のような話を聞いた。

『9月28日、東京地検庁舎の1階で斎藤検察官に会った。その時斎藤検察官は「これから検審に小沢さんの不起訴理由の説明に行く」と話した。また、検審から帰ってきた斎藤検察官が周囲に「検察審査員からは何の質問もなかった」と不審そうに語った話も聞いた。9月28日といえば、起訴議決がなされた後だが、斎藤検察官はそれを知ら

されずに説明に行ったのではないか。だから私達にも躊躇なく話したと思う。彼は間違いなく起訴議決前に説明に行っていない。』

X氏が志岐に話したと同じ話を森議員(当時)にもしていたことが、同議員の国会質問からも窺える。

本当に審査会議が開かれていて、斉藤検察官が9月14日までに説明に来られない状況が生じた場合、検察審査員たちは替わりの検察官に説明してもらうか、議決日を延ばして斉藤検察官の説明を受けてから議決するかのどちらかを選ぶはずである。何が何でも9月14日に議決してしまわなければならない理由はない。よって、審査会議が本当に開かれていたら、検察官の説明なしに9月14日に起訴議決することはできない。これを起訴議決したとするなら、その議決は“架空議決”しかありえない。

検審事務局は議決を早めたため、9月14日前に検察官を呼ぶことができなかった。そこで、アリバイ作りのため9月28日に斉藤検察官を呼び、準備したサクラの審査員に斉藤検察官の説明を聞かせたのではないかという推測が成り立つ。

### 3. 審査員日当旅費支払の不可解

もし審査員がいて審査会議が開かれていたら、その審査員には日当(1日8,000円程度)と旅費が支払われたはずである。私達はこのことを確認するため、会計検査院から小沢事件を担当したとする東京第五検察審査員の日当旅費支払関係書類(歳出支出証拠書類)を取り寄せた。

なお、検察審査会関係の経理を担当する東京地裁経理課に日当旅費支払手続きのフローを確認したところ、以下のとおりである。

- ① 検審事務局が請求書を作成する
- ② 審査会議終了時に審査員から請求書に認印をもらう
- ③ 検審事務局は捺印済みの請求書を当日あるいは翌日に所轄の地裁に届ける
- ④ 地裁が請求書に基づき歳出支出証拠書類(債主内訳書・支出負担行為即支出決定決議書)を作成する
- ⑤ 歳出支出証拠書類は正副2通作成される(※(副)はコピー)
- ⑥ 歳出支出証拠書類(正)が地裁管理者に回り決議書に承認印が押される
- ⑦ 歳出支出証拠書類(正)に基づき地裁にて振込み手続きがなされた後、(正)が会計検査院に送られる
- ⑧ (副)が地裁に保管される

取り寄せた歳出支出証拠書類から、小沢検察審の審査会議日～地裁発議日(支払を確定した日)～支払予定日の関係を整理したところ、以下の不可解な点が浮かび上がった。

- ・2月23日の審査日分を25日後の3月19日に発議している
- ・3月9日の審査日分15人のうち1人(船・飛行機利用出席者・40950円を請求)だけを2月23日分と同じ日の3月19日に発議している
- ・3月9日の審査日分の残り14人と、3月16日、23日、30日の審査日分を一括して4月1日に発議している
- ・8月10日、24日、31日の審査日分を一括して9月6日に発議している

本当に検察審査員がいたら、3月19日には15人全員分の発議をするはずである。一人だけを先に払うというのは事務処理上も効率が悪く、また不公平のそしりをまぬかれない。

小沢事件は04年の政治資金収支報告書における虚偽記載が問題視されたが、小沢議員は07年の収支報告書に関しても申し立てがあり、この案件は東京第一検審に割り振られた。この案件では「不起訴不当」の議決がなされ起訴には至らなかった。この時の第一検審での日当旅費についても調べたが、第五検審のようなまとめ払いや支払遅延はなかった。審査員が存在すれば、当然ながら審査日ごとに遅れることなく支払われるはずである。

東京第五検審事務局は審査会議を開いていないにもかかわらず、開いたこととして後付で請求書を作成したことから(アリバイ作りのため)、地裁の発議が何度も大幅に遅れたものと推測できる。それにしても請求書に記入された金額は誰に振り込まれたのか。徹底した追及が必要である。

### 4. 核心を外した会計検査院の検査

森裕子・前参院議員は、2012年7月30日の参院決算委員会で以下のように発言している。

「検察審査員に対して、どの方に、どの口座にいくら振り込まれたのかという書類があったり、あるいは当日検察審査員が書く請求書というものがございませう(前述した歳出支出証拠書類のこと。いばらきオンブズマン幹事・石川は東京地裁から500枚近くの歳出支出証拠書類を取り寄せ森氏に提供した)。ほとんどがマスキングしてあって分からないのですけども、結局、本当にこの人たちがいたのか、11人の検察審査員がいたのかどうか、それさえもうそではないかという国民から大きな疑問が寄せられているわけです」(国会議事録より)

こうした手厳しい指摘を受け、会計検査院は検審に対する検査実施を約束。そして1年2か月後の13年9月、同院は「裁判所における会計経理等について」と題する66頁の検査報告書をまとめた。

検査報告書の中の「会計検査院による審査員等の実在確認」の項に以下の記述がある。

『……すなわち、会計検査院は、当事者である検察審査会および裁判所を介在させずに調査をするため、11検察審査会の会議に、平成23年(2011年)5月～7月までに出頭したとして旅費等が支払われている189人に調査票を郵送した。この結果、146人から回答があり、検察審査会に出頭した実績があり、旅費等の振込みを受けている旨の回答がなされた。また11検察審査会全てについて、所属した検察審査会に出頭した実績がある旨の回答がなされている』

この検査の問題点は、東京第五検審が小沢事件を審査した期間が平成22年2月～10月であるのに、会計検査院は肝腎のこの期間を検査対象としなかったことである。つまり、小沢事件を担当したとする審査員の実在確認をしなかったのである。

会計検査院は検査の過程で東京第五検審の審査員が実在しないことに気づき、意図的に確認作業から外したと思われる。会計検査院までもが“最高裁事務総局の架空議決”隠蔽に荷担しているのである。そうでないとしたら、不必要な疑いを招くことになり、まさに“李下の冠”である。

## 5. 最高裁は“審査員実在”を示すものを何一つ示すことができない

私達は真相究明のため、検審事務局、最高裁事務総局、東京地裁、会計検査院などに対し50回以上の情報開示請求を行った。

しかし、当局は開示を拒否したり、開示した書類も重要な箇所をことごとくマスキングした上で開示した。たとえば、本来開示してしかるべき審査会議開催日や、審査会議で使用した会議室名などまで開示を拒否した。最高裁は議決した審査員の平均年齢を開示したにもかかわらず、その審査員の“生年月”の開示も拒否した。

開示文書例を巻末に掲載する。

審査員がおらず、審査会議を開いていないのだから、審査員や審査会議の情報を一切開示しないのは無理からぬことである。開示できないのである。

## 6. 最高裁事務総局は検察審査会を新設し、そこに審査員を配置しない手を取った？

審査員がいたら“架空議決”はできない。検察審査員の任期は6か月で、3か月ごとに半数が入れ替わることになっているので、交替時期に審査員を選ばなくすると、前から居る審査員にそのことを気づかれてしまう。

そこで、最高裁事務総局は新しい検察審査会を作って、新設から審査員を配置しない手を思いついた。

このことを裏付ける新聞記事を見つけた。

日経新聞 2008年1月22日朝刊

『 検察審査会50か所廃止、大都市部は14カ所増設

最高裁は、21日、全国に201か所ある検察審査会のうち地方50か所を廃止し、9都市の大規模地裁管内で計14カ所を増設する再編案を発表した。……再編後は165か所に減少。今後、各地裁が自治体や弁護士会に説明後、改正検察審査法の施行(2009年5月まで)に合わせ実施される見通し。再編案では、東京地裁本庁管内の審査会を2か所から6カ所へ増やす。……』

最高裁事務総局は、東京第一と第二の2か所だった東京の検察審査会に、2009年5月から、東京第三、第四、第五、第六の4か所の検察審査会を新設し6カ所とする計画を発表した。

新設した東京第五検察審査会を、審査業務開始から小沢事件の審査が終了するまでの2010年10月まで審査員を配置しないままにして置く、これが“架空議決”のカラクリである。

2008年1月に前記情報を新聞社に流したということは、最高裁事務総局がこの手を思いついたのはさらに遡った2007年中頃の第一次安倍政権時代だったと推測できる。安倍政権が関与したかどうかはわからないが、最高裁事

務総局はこの時期から改正検察審査会法(2度の「起訴相当」議決で強制起訴できる)を悪用した“小沢抹殺”を考えていたのである。

## 7. 最高裁は、審査員候補者名簿にない人を審査員にできる「くじ引きソフト」を導入

検察審査員は次のようにして選ばれる。

- ①毎年11月、各市町村選挙管理委員会は、予め割り当てられた数の「翌年の審査員候補者」を選挙人名簿から選出し、検審事務局に提出する
- ②検審事務局は、各選挙管理委員会から提出された審査員候補者をまとめ400人の候補者名簿を作成する
- ③年に4回、検審事務局は候補者名簿の100人から“くじ引き”で所定数の審査員と審査補充員を選ぶ

事務総局はこの“くじ引き”をガラガラポン抽選器で行わせていたが、2009年5月からの審査員については、「検察審査員候補者名簿管理システム」と名付けられた“くじ引きソフト”を使って選定させるように変更した。

森前議員がソフト専門家にこのソフトを解析させたところ、以下のイカサマができる機能が組み込まれていることがわかった。

- ① 候補者名簿にない人を手入力で、候補者として追加登録できる
- ② 候補者名簿の欠格事由欄にレ点を入れることで恣意的に候補者を何人でも削除できる
- ③ クジ引き後はくじ引き前のデータが残らない(証拠が残らない)

“架空議決”であっても、審査員日当旅費支払い実績等のアリバイをつくるため“画面上の審査員”を決める必要がある。前記のソフトを使えば、“都合の良い人”を“画面上の審査員”に仕立てておくことができる。最高裁事務総局は早くから“架空議決”の準備をしていたのである。

検審事務局は議決発表と同時に、議決に加わったとする審査員の平均年齢を公表した。ところが小沢検審のそれは異常に若い年齢で、その後3度もその年齢を訂正し、最終的に第1段階審査の審査員平均年齢と第2段階審査のそれがまったく同じで34.55歳になったと発表した。ちなみにくじ引きで2回とも34.55歳になる確率は100万分の1であり、現実には起こりえない。この異常な平均年齢は前記したイカサマ機能が使われたことを示唆している。審査員がいるが如く見せかけるための平均年齢発表だったと思うが、発表が反って裏目に出てしまったようだ。

## IV 「起訴相当」とされて当然の事件を「不起訴」にしてしまう検察審査会議決の不可解

### 1. 鳩山元首相母親偽装献金事件は明らかな政治資金規正法違反なのに「不起訴相当」議決

鳩山元首相は、母親からの多額献金を有権者からのものと偽装したことで市民から告発された。検察は、明らかな政治資金規正法違反なのに、「私は秘書が偽装したことを知らなかった」とする鳩山氏の上申書をもって捜査もせず不起訴にした。検察は意図的に鳩山首相を不起訴にしたようだ。これを不服とした市民が小沢事件とほぼ同じ時期に、検察審査会に申し立てた。この事件は東京第四検審に割り振られ、4月26日「不起訴相当」議決が発表された。ちなみに、この議決発表日は、東京第五検審が小沢事件第1段階審査で「起訴相当」議決を発表する日の前日であった。

このように、鳩山事件と小沢事件は、発表された審査日程が似通っており、いずれも新設された検察審査会に割り振られており、また議決結果が不可解である点も共通する。偶然が重なったとは考え難く作為が感じられる。鳩山事件を審査したとする東京第四検審も、検察審査員が居なかった可能性が強い。

### 2. 田代政弘元検事は、捏造捜査報告書作成しているのに「不起訴不当」の議決(起訴されない)

2013年4月22日、東京第一検審は、虚偽有印公文書作成などの容疑で刑事告発された田代政弘元検事について「不起訴不当」とする議決書を公表した。

議決までの顛末は次の通り

- ①田代検事は、小沢クロと思わせる虚偽捜査報告書を捏造し、小沢事件を審査する東京第五検審に提出した
- ②2012年4月23日週刊朝日が「田代検事が作成の虚偽捜査報告書を入手した」と報道

- ③「田代検事が作成した2012年5月2日、何者かが、ロシアサーバーを通し、虚偽捜査報告書を市民活動家八木啓代氏に流した  
(後日、森裕子前議員のブレーンだったX氏が「自分がロシアサーバーに流した」と志岐に教えてくれた。このことをブログに掲載したことが原因で、森氏に訴えられ裁判闘争にまで発展した)
- ④八木啓代氏らは田代検事を告発したが、東京地検は不起訴とした
- ⑤八木啓代氏らは検察審査会に申し立て、東京第一検審で審査された
- ⑥8か月の審査を経て、2013年4月「不起訴不当」の議決が出された

この事案では、田代氏本人が事実と違う報告書を作成した事実を認めているのだから、簡単な審議で「起訴相当」議決が出て当然とみられていたが、議決は「不起訴不当」で、審査も8か月を要した。

8か月を要したということは、審査員の任期は6か月で途中の3か月で半数が入れ替わるから、議決した審査員は最初に審査に加わった審査員とは別のメンバーになってしまったということになる。

最高裁事務総局が言いなりになる審査補助員を使って、「不起訴不当」になるように審査員メンバーを誘導したのではないか。最初の審査員メンバーで議決した場合「起訴相当」の可能性があったので、審議未了として議決を引き延ばし、「不起訴不当」の議決になりそうなメンバーに入れ替わるのを待って議決させたと考えられる。

3. 福島原発告訴団が申し立てた「東電役員刑事処罰要求案件」は東京第五検審に割り振られ、7か月経過するも未だ議決されていない。

福島原発告訴団が東電役員刑事処罰を要求した申し立ては、東京第五検審に割り振られ、審査は7か月を経過するも未だ議決は出ていない。これまでの経過は以下のとおりである。

- ①福島原発告訴団は、2012年6月 東電役員15名、原子力安全保安院3名、原子力安全委員7名など計33名の刑事処罰を要求し、福島地検に告訴した
- ② 2013年9月9日福島地検が東京地検に事件を移送し、同日東京地検が不起訴処分を発表した  
(なお、9月9日は、2020年東京オリンピック招致が決まった翌日である)
- ③ 2013年10月、被疑者を東電役員6名に絞り、東京の検察審査会に申し立てた
- ④ この申し立ては東京第五検審に割り振られ審査が行われているが、6月末現在議決がされていない

福島地裁が福島地検から東京地検に事件を移送したのは、最高裁事務総局が、告訴団の検察審査会への申し立てに備え、原発事故の直接被害者でない東京の検察審査員に審査させた方が、「不起訴不当」の議決が出やすいと判断したと考えられる。また、東京の検察審査会であればお膝元の事務局職員と審査補助員を使って「不起訴不当」に誘導できると考えたのではないか。

審査が7か月経過したということは、田代事件同様、審査員が2回ほど替わり、最初の審査員は一人もいないとなっている。田代事件の二の舞にならないといいが。

## V. 最高裁事務総局は“下級審の判決”や“検察審査会の議決”を捻じ曲げている

1959年、東京地裁が住民無罪の判決を下した砂川事件について、米国の指示による検察の跳躍上告があり、一転有罪判決をした。(7月20日発売予定の『検証・法治国家崩壊』(吉田敏浩他著・創元社)を参照下さい)

2006年金沢地裁井戸謙一裁判長は北陸電力・志賀原発2号機の運転差し止めを求める住民からの訴訟に対し、初めて“運転差し止め”判決を出した。ところが、その後名古屋高裁が一審判決を破棄し、最高裁が原告の上告を棄却した。

このように、最高裁事務総局は下級審の判決を逆転させたり、下級審に圧力をかけ判決を覆してきた。またこれまで説明したように、検察審査会の議決などにも大きな影響を与えてきた。

裁判所の判決や検察審査会の議決が、最高裁事務総局の意向に左右されているとすれば、戦後民主主義を根本から問い直す必要がある。

### 添付資料

情報開示文書例:審査員名簿、審査員候補者名簿、審査事件票、「小沢一郎議員をめぐる事件の年表」

# 『生年月』の開示請求に対し、それを拒否し全面マスキング

東京第五検察審査会平成22年第1群検察審査員及び補充員選定録

平成21年12月18日選定  
 検察審査員 5名  
 補充員 5名

平成21年12月18日

東京第五検察審査会事務局長 傳田みのり



番号	検察審査員 又は 補充員の別	氏名	住所	生年月日	備考
1	検察審査員				
2	検察審査員				
3	検察審査員				
4	検察審査員				
5	検察審査員				
6	補充員				
7	補充員				
8	補充員				
9	補充員				
10	補充員				

本選定は上記のとおり施行されたことを証明する。

平成21年12月18日

立会人官職氏名

東京地方裁判所判事

村瀬 均

立会人官職氏名

東京地方検察庁検事

川原 隆司

『生年月』の開示請求に対し、それを拒否し全面マスキング

2008/11/11

(被集約庁用)

東京第五検察審査会平成21年検察審査員候補者名簿

群番号	番号	氏名	生年月日	住所	本籍
4	1				
4	2				
4	3				
4	4				
4	5				
4	6				
4	7				
4	8				
4	9				
4	10				

最高裁事務総局が開示した文書

(2)

22年度東京第五検審「審査事件票」33枚の中の2枚目

平成22年1月分  
東京地裁管内  
東京第五検察審査会  
追番号 ( )

受理事項		手続事項		議決事項	
(1) 氏名	性別等	(6) 1 受理	平成 年 月 日	起訴相	当
被疑者	男・1	2 第1回審査会議期日	平成 年 月 日	不起訴不	当
(2) 事件名	女・2	3 議決	平成 年 月 日	起訴猶予	
(3) 職権	法人 3	審査期間	1~3 年 月 日 間	法令上刑を免除すべき場合	(8) 申
端緒		(準備)	1~2 年 月 日 間	訴訟条件は具備しているが被疑事件が罪となるかどうか不明確であるか、犯罪の嫌疑が十分でない	申立権がない (法30条)
申立て	1	(実質審査)	2~3 年 月 日 間	訴訟条件は具備しているが被疑事件の罪とならないことが明確である	申立代理人に代理権がない
職権	2	審査会議による	審査会議 回 ( )	訴訟条件を欠く	同一事件について再度の申立てがなされた (法32条)
端緒		小委員会による	記録調査等 (在庁) 回 ( )	申立ての取下げがあった	同一理由の不起訴処分に対する申立て (法41条の8)
申立権なき者の申立て	a	回数計	実地見分 回 ( )	審査申立人が死亡し、又は審査申立てをした法人が存続しなくなった	申立てが書面によらないでされた (法31条、施行令18条)
投書	b	証人等の	検察官 人	当該事件について公訴の提起又は別訴法266条2号による付審判の決定があった	申立書の記載が著しく不備で、かつ、補正できない (法31条、施行令18条)
マスコミの報道	c	延べ人員	被疑者 人	職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不存在	申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない
その他	d	公務所等照会回数	証人 人	(ロ) 法30条ただし書該当	管轄検察審査会以外の検察審査会に審査の申立てがあった (法30条、施行令21条)
移送	e	証人召喚請求回数	助言者 人	(ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在	同一事件について2個の管轄検察審査会に審査の申立てがあった (施行令20条2項)
(4) 起訴猶予	1	不起訴記録の取寄せ	請求 平成 年 月 日	(ニ) 管轄権なし	
嫌疑不十分	2	審査補助員延べ出頭数	受理 平成 年 月 日		
嫌疑なし	3				
罪とならず	4				
その他	5				
検察	1				
副検察	2				
検察事務官	3				
(5) 氏名	性別等				
告訴人	男・1				
告発人	女・2				
請求をした者	法人 3				
被害者	1				
遺族	2				
申立権なき者	3				
弁護士による	有				
申立代理の有無					

・ 記入欄は全部マスキングされている  
・ 文書間の区別が付かないため、最高裁職員が番号を打った

(注) この票中、「法」とは検察審査会法を、「施行令」とは検察審査会法施行令をい

## 小沢一郎議員をめぐる事件の年表

2007年 中頃	事務総局は改正検察審査会法を悪用して小沢一郎議員を起訴することを決めた？ (第一次安倍内閣の関与は？)
2008年 1月22日	日経新聞報道「最高裁事務総局が、2009年5月から東京の検察審査会を4か所増やすと発表」 (東京第五検審などの新しい検察審査会を作って、そこに審査員を配置しない手を画策？)
" 10月	事務総局はイカサマ審査員くじ引きソフトを開発し、2008年11月からの審査員選定に使わせた
2009年 3月3日	検察は西松事件をデッチ上げ大久保元秘書を起訴したが、小沢氏は起訴出来ず 小沢氏は秘書の起訴を受け、民主党代表を辞任。鳩山氏が後任に。
" 5月	改正検察審査会法施行(2度の「起訴相当」議決で強制起訴される) 東京第五検審事務局が業務開始
" 8月30日	衆議院選挙が行われ民主党大勝。鳩山政権誕生。
" 12月	検察は、「母親偽装献金事件」で告発された鳩山首相を不起訴処分とした
2010年 1月	市民が鳩山首相の不起訴を不服として検察審査会に申し立て
" 2月	検察は「小沢政治資金規正法違反事件」(陸山会事件)を捜査した結果、小沢氏を不起訴に。 石川、池田、大久保の3人の秘書を起訴。
" 2月12日	市民(?)が小沢氏の不起訴処分を不服として検察審査会に申し立て
" 4月26日	東京第四検審が「鳩山事件審査で“不起訴相当”の議決をした」と発表
" 4月27日	東京第五検審が「小沢事件の第1回審査で“起訴相当”の議決をした」と発表
" 5月	検察が「小沢事件」を再捜査し、再び不起訴とした
" 6月2日	鳩山首相退陣を表明。鳩山首相の要請で小沢氏も幹事長辞任。
" 9月8日	主要6紙が小沢検察審の第2段階審査について報道 「審査補助員が決まったのでこれから審査が本格化する。議決は10月末の公算」
" 9月14日	民主党代表選挙が行われ、小沢氏が菅氏に敗れる
" 10月4日	東京第五検審が「9月14日(代表選投票日)に、小沢氏を“起訴相当”議決した」と発表
2011年 1月31日	指定弁護士が検察役になり小沢元代表を強制起訴
" 2月22日	民主党が刑事被告人になったことを理由に小沢氏の党員資格停止処分を決定
" 10月6日	小沢裁判始まる
" 12月15日	石川知裕元議員(元秘書)の取調官であった田代検事が、虚偽捜査報告書を作成し東京第五 検審に提出していたことが発覚
2012年 4月23日	週刊朝日が「田代検事が作成した虚偽捜査報告書を手にした」と報道(審査員がいて、虚偽捜 査報告書によって起訴議決に誘導されたと思わせるための流出か?)
" 4月26日	小沢裁判一審無罪判決
" 5月2日	何者かが、ロシアサーバーを通し、田代検事作成の「虚偽捜査報告書」を市民活動家・八木啓 代氏に届けた(審査員がいて、虚偽捜査報告書によって起訴議決に誘導されたと思わせるた めの流出か?)
" 8月	八木啓代氏らが「田代検事虚偽捜査報告書事件」を検察審査会へ申し立て
" 11月12日	控訴審で小沢無罪の判決
" 12月16日	衆議院選挙が行われ自民党大勝。第二次安倍政権誕生。
2013年 1月	小沢氏が「生活の党」を結党、党首となる
" 3月	森裕子前参院議員のブレーンだったX氏が「私がロシアサーバーに流した」と志岐に語った
" 4月22日	東京第一検審が「田代検事虚偽捜査報告書事件で“不起訴不当”の議決をした」と発表 この結果、田代元検事は不起訴となる
" 7月21日	参議院選挙が行われる。「生活の党」の候補は全員落選。
" 9月23日	会計検査院が調査報告書提出:“審査員実在確認調査”において小沢検察審の調査を意図的 に外した
" 10月2日	森裕子氏がブログ記載内容に名誉棄損があるとして志岐武彦を提訴
2014年 7月18日	森裕子・志岐武彦裁判の判決が予定されている